

# 固定資産評価審査

## 基準年度以外（第2・第3年度）の審査の申出

◎基準年度…令和6年度    第2年度…令和7年度    第3年度…令和8年度

### ●【土地・家屋】

基準年度（評価替えが行われる年度）は、全ての土地及び家屋について、納付すべき当該年度の固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が審査の申出の対象となりますが、令和7及び8年度の価格（評価額）は、原則として基準年度である令和6年度の価格（評価額）が据え置かれるため、下記の表に該当する価格（評価額）に不服がある場合に限り、審査の申出をすることができます。

資産の区分				申出の可否
土地	基準年度の賦課期日（1月1日）に所在した土地	基準年度の価格が据え置かれている土地	特別の事情①があったため評価替えを行うべきである旨を申し立てる場合	○
			地価の下落があったため修正基準②に基づき価格の修正をすべき旨を申し立てる場合	○
			上記以外の場合	×
	分合筆など特別の事情①があったため評価替えが行われた土地		○	
	地価の下落があったため修正基準②に基づき価格を修正した土地		○	
	新たに固定資産税が課税された土地		○	
家屋	基準年度の賦課期日（1月1日）に所在した家屋	基準年度の価格が据え置かれている家屋	特別の事情①があったため評価替えを行うべきである旨を申し立てる場合	○
			その他の場合	×
	増改築、損壊など特別の事情①があったため評価替えが行われた家屋		○	
	新築などにより、新たに固定資産税が課税された家屋		○	

## ※ 特別の事情① とは

【土地】…… 分筆・合筆、土地の区画形質に著しい変化（地目変換等）があった場合をいいます。周辺の環境変化による地価の値上がり等は含まれません。

【家屋】…… 増改築、損壊など、その家屋の価値に大幅な増減を来した場合をいいます。簡単な修理・修繕等は含まれません。

## ※ 修正基準② とは

土地の価格は3年間据え置くことが原則ですが、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でないときは、法に定める修正基準により、価格の修正を行うことができるとされています。

## ● 【償却資産】

年度にかかわらず、すべての償却資産について、納付すべき当該年度の固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が審査の申出の対象となります。

### 【問い合わせ先】

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22

志摩市固定資産評価審査委員会事務局【総務部収税課内】

電話：0599-44-0212（直通）

ファクス：0599-44-5261（代表）

e-mail：shuzei@city.shima.lg.jp